

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年10月1日(木)13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他14名

5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・ 蒸発乾固に係る未然防止対策及び遅延対策について、高放射性廃液の沸騰の遅延対策を実施する判断をする基準や、未然防止対策において用いる水源の選択の基準など、各々の対策を実施する判断の基準を説明すること。
- ・ タイムチャートに記載されている要員数や参集時間の実現性、津波の状況を想定した作業開始までのタイムラグ等の数値の根拠を説明すること。
- ・ 事故対処の際に期待する燃料、水資源等の容量や位置関係等について具体的に説明すること。

(資料2について)

- ・ 各制御室の役割を整理する上では、事故時におけるオペレーションの複雑性を考慮し、制御室の役割を集約することを検討すること。

(資料3について)

- ・ 対策のために導入する機器については、スポットクーラー等の周辺機器を含め、運用に十分な電源容量を満たすことを説明すること。

(資料5について)

- ・ TVF の受入槽及び回収液槽において液量管理値を超過した場合の対応について、送液量などにより液量管理値以下とする日数の設定の考え方を説明すること。

(資料6について)

- ・硝酸根分解設備について、工学規模試験と実規模の処理量に約25倍の違いがあるが、相似性に関する事項などの実規模にスケールアップした際の影響に係る説明は十分ではないと考える。実規模にスケールアップしても影響がないとする根拠について丁寧に説明すること。また、フルモックアップ試験（実規模試験体系による性能確認）の要否についても併せて検討すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：事故対処の有効性評価について

資料2：再処理施設の制御室の安全対策について

資料3：ガラス固化技術開発施設（TVF）制御室の安全対策工事の計画について

資料4：再処理施設 主排気筒の耐震性について

資料5：高放射性廃液の液量管理に係る再処理施設保安規定の変更について

資料6：廃止措置計画の変更認可申請（低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）の改造）における規制庁コメントに対する回答

資料7：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）について